

年末の交通安全県民運動

令和8年12月1日(火)～12月31日(木)



＜歩行者・自動車重点＞

夕暮れ時及び夜間における歩行者の交通事故防止

＜自動車重点＞

飲酒運転や「ながらスマホ」等の危険運転の根絶

＜自転車重点＞

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

＜高齢者重点＞

高齢者「三方よし」運動の推進等による高齢者の交通事故防止

滋賀県・滋賀県交通対策協議会

この印刷物は再生紙を
利用しています。

要チェック! ＜歩行者・自動車重点＞夕暮れ時及び夜間における歩行者の交通事故防止

★歩行者の皆さん★



夕暮れ時や夜間に外出するときは、

反射材用品・LEDライト・明るい色の服を着用

して存在をアピールしましょう。

日の入り前後１時間は横断中の事故が多発！！

★運転手の皆さん★



日没時間が早いことから、

- 午後４時にはヘッドライト点灯
- こまめなハイビームへの切替

をする『前照灯早め点灯運動』を実践しましょう。

要チェック! ＜自動車重点＞飲酒運転や「ながらスマホ」等の危険運転の根絶

- **飲酒運転は犯罪**です。
- **『ながらスマホ』は重大事故の原因**です。

絶対にやめましょう！



道路交通法の改正により、令和８年７月21日から『酒酔い運転』の要件に数値基準が新設されました。

改正後

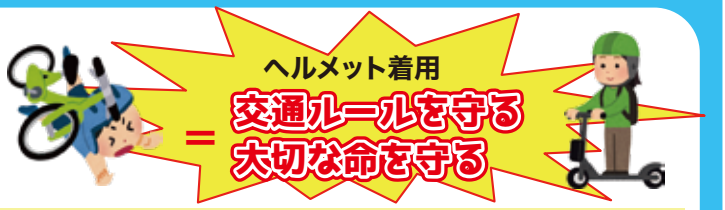
① 呼気中アルコール濃度 0.5mg/ℓ 以上
または
② アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態

※ ①の数値未満でも、②と認定されれば酒酔い運転となります。



要チェック! ＜自転車重点＞自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

自転車乗車中の交通事故で頭部を負傷した死者・重傷者について、ヘルメットを非着用の場合、着用していた場合と比べて**死傷割合が約1.7倍高く**なります。



大切な命を守るため、すべての自転車利用者はヘルメットを着用しましょう。

要チェック! ＜高齢者重点＞高齢者『三方よし』運動の推進等による高齢者の交通事故防止

★『三方よし運転』★

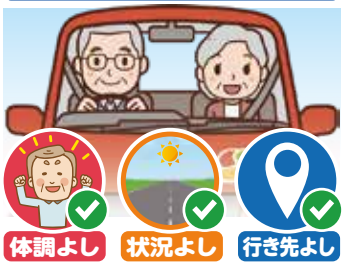
高齢ドライバーは、

「体調よし」
○ 体調がすぐれない時は運転を控える。

「状況よし」
○ 天候の悪い日、夜間、交通量の多い時間帯は運転を控える。

「行き先よし」
○ 運転する場所は近距離にして、長距離運転は控える。

高齢ドライバー



★『きら☆ピカ三方よし』★

高齢歩行者は、

「時間帯よし」
○ 昼間に用事を済ませ、夜間の不要不急の外出は控える。

「反射材よし」
○ 明るい色の服装や反射材を着用し、自分を目立たせる。

「確認よし」
○ 道路を横断する時は、横断開始前・横断中も左右を確認し、特に横断後半は左側に注意する。

高齢歩行者



★『自転車三方よし』★

高齢自転車利用者は、

「ヘルメットよし」
○ 自転車に乗るときはヘルメットを着用する。

「ライトよし」
○ 夜間はライトを点灯し、反射材を活用して目立つようにする。

「確認よし」
○ 交差点では信号と一時停止を守り、左右の安全確認をする。

高齢自転車利用者



滋賀県・滋賀県交通対策協議会
滋賀県道路保全課交通安全対策室
TEL 077(528)3682

滋賀県防犯・交通安全 検索
と検索してください。

滋賀応援寄附（ふるさと納税）
～近江の安全・安心応援プロジェクト～
（交通安全、防犯、犯罪被害者支援）
子どもから高齢者まで全ての方が犯罪や交通事故にあうことなく暮らせる地域づくり等に活用します。
※ 詳しくは、右の二次元コードから